

ヘルステック・イノベーション・ハブ管理規程

制定 令和元年10月25日
最終改定 令和2年11月30日

(趣旨)

第1条 この規程は、岩手県のヘルステック関連の中核企業の集積を促進し、新製品・新事業創出による地域経済の活性化とヘルステック関連産業の拠点形成を図るため、産学官連携や交流、共同研究開発の活動の場として、地方独立行政法人岩手県工業技術センター（以下「法人」という。）に設置するヘルステック・イノベーション・ハブ（以下「ハブ」という。）の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(開館時間)

第2条 ハブの開館時間は、午前8時30分から午後5時15分までとする。ただし、理事長が特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。

2 前項の規定にかかわらず、第4条第1項のハブのラボ又は協創ラボ（以下「ラボ等」という。）の使用の許可を受けた者（以下「入居者」という。）については、使用することができるものとする。ただし、理事長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(休館日)

第3条 ハブの休館日は、次のとおりとする。ただし、理事長が特に必要があると認めるときは、臨時に開館し、又は休館することができる。

(1) 日曜日及び土曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(3) 12月29日から翌年の1月3日までの日（前号に掲げる日を除く。）

2 前項の規定にかかわらず、入居者については、使用することができるものとする。ただし、理事長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(使用の許可等)

第4条 ラボ等を使用しようとする者及びハブに設置された会議室、多目的ルーム、談話室、ロビー及び多目的ホール等（以下「入居者共用施設」という。）に自動販売機等を設置しようとする者は、理事長の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を変更し、又は更新しようとする者は、ヘルステック・イノベーション・ハブ運営要領（以下「要領」という。）で定める日までに、理事長に申請し、許可を受けなければならない。ただし、理事長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

3 理事長は、ラボ等の使用及び入居者共用施設への自動販売機等の設置が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、前2項の許可をしないものとする。

(1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。

(2) 施設又は設備を汚損し、損傷し、又は亡失するおそれがあるとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、ラボ等の管理上適当でないとき。

4 理事長は、ラボの管理上必要があると認めるときは、第1項及び第2項の許可に条件を付することができる。

5 理事長は、ラボ等の使用の許可にあつては、ヘルステック・イノベーション・ハブ運営委員会の意見を聴かななければならない。ただし、入居者共用施設への自動販売機等の設置の許可にあつては、この限りではない。

第5条 入居者は、入居者共用施設を使用することができる。

(公募による原則)

第6条 第4条第1項のラボ等を使用しようとする者への許可は、公募の方法により募集し、申請のあった者のうちから行うものとする。ただし、入居者共用施設に自動販売機等を設置しようとする者のほか、理事長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(使用の許可の基準)

第7条 第4条第1項のラボ等の使用の許可を受けることができる者は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。ただし、入居者共用施設に自動販売機等を設置しようとする者は、この限りでない。

- (1) ヘルステック関連産業に関する研究開発若しくは事業を実施している者又はこれら産業に関する研究開発若しくは事業を実施しようとする者
- (2) 法人と共同研究を実施している者又は実施しようとする者
- (3) 理事長が特に入居にふさわしいと認めた者

(使用の許可等の期間)

第8条 第4条第1項の許可の期間は、最大5年とする。

2 第4条第2項の規定による更新の期間は、最大5年とする。

(使用の許可の取消し等)

第9条 理事長は、ハブの管理上必要があると認めるとき、又は入居者及び入居者共用施設への自動販売機等の設置の許可を受けたもの（以下「設置者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、第4条第1項の許可を取り消し、第4条第4項の条件を変更し、又は行為の中止若しくはハブからの退去を命ずることができる。

- (1) この規程又はこの規程に基づく処分に違反したとき。
- (2) 偽りその他の不正の手段により第4条第1項の許可を受けたとき。
- (3) 第4条第1項の許可を受けた後において、第4条第3項各号のいずれかに該当するに至ったとき。
- (4) 第4条第4項の条件に違反したとき。
- (5) 理事長が特に必要があると認めるとき。

(禁止行為)

第10条 入居者及び設置者は、ハブ内の許可を受けたラボ等以外の場所において次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 許可を受けずに物品の販売その他の商行為をすること。
- (2) 許可を受けずに印刷物、ポスター等を掲示し、又は配布すること。

(使用料)

第11条 入居者及び設置者から別表に定める使用料を徴収する。

2 入居者は、入居者共用施設の使用料は無料とする。

3 使用料は、要領で定める日までに徴収する。

(費用負担)

第12条 ラボ等において使用する電気及び水道に係る費用（以下「ラボ等の電気料等」という。）及び入居者共用施設において使用する電気及び水道に係る費用（以下「共用施設の電気料等」という。）は、入居者が負担するものとする。

2 自動販売機等において使用する電気に係る費用（以下「自販機等電気料」という。）は、設置者が負担するものとする。

3 第1項の規定によるラボ等の電気料等及び前項の規定による自販機等電気料は、要領で定める日までに法人に納入しなければならない。

(使用料等の不還付)

第13条 既納の使用料、ラボ等の電気料等及び自販機等電気料は、還付しない。ただし、入居者及び設置者の責めに帰することができない理由によりハブを使用することができなかつたときその他特別の理由があると理事長が認めるときは、使用料、ラボ等の電気料等及び自販機等電気料の全部又は一部を還付することができる。

(損害賠償)

第14条 入居者及び設置者は、自己の責めに帰すべき理由により施設又は設備を汚損し、損傷し、又は亡失したときは、理事長の指示するところにより原状に回復し、又は損害を賠償しなければならない。

(入居者の退去及び設置者による自動販売機の撤去)

第15条 入居者は第4条第1項の許可を受けた期間の満了前に退去しようとする場合は、要領で定める日までに届け出なければならない。

2 設置者は第4条第1項の許可を受けた期間の満了前に自動販売機等を撤去しようとする場合は、要領で定める日までに届け出なければならない。

(返還)

第16条 入居者及び設置者は、第4条第1項の許可を受けた期間の満了その他の理由によりラボ等及び入居者共用施設の使用資格が消滅したときは、自己の費用で当該ラボ等及び入居者共用施設を原状に回復して返還しなければならない。ただし、理事長が原状に回復する必要がないと認めたときは、この限りでない。

(法人への管理運営の委託)

第17条 理事長は、施設の設置の目的を効果的に達成するため又は管理運営上必要があると認めるときは、理事長が適当と認める法人に管理運営を委託することができる。

(補則)

第18条 この規程に定めるもののほか、ハブの管理等に関し必要な事項は、理事長が要領で定める。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。ただし、第6条に規定する公募の手続等は、公布の日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月22日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年11月30日から施行する。

別表（第11条関係）

■ ラボ等の使用料

| ラボ等 | 面積等 | 使用料（月額） |
|---------|----------------------|----------|
| ラボ101 | 159.80m ² | 319,600円 |
| ラボ102 | 79.54m ² | 159,080円 |
| ラボ103 | 79.82m ² | 159,640円 |
| ラボ104 | 79.82m ² | 159,640円 |
| ラボ105 | 74.32m ² | 148,640円 |
| ラボ106 | 79.82m ² | 159,640円 |
| ラボ107 | 79.82m ² | 159,640円 |
| ラボ108 | 79.39m ² | 158,780円 |
| ラボ109 | 159.65m ² | 319,300円 |
| ラボ201 | 158.16m ² | 316,320円 |
| ラボ202 | 159.74m ² | 319,480円 |
| ラボ203 | 159.56m ² | 319,120円 |
| ラボ204 | 159.84m ² | 319,680円 |
| ラボ205 | 118.59m ² | 237,180円 |
| ラボ206 | 116.72m ² | 233,440円 |
| ラボ207 | 159.84m ² | 319,680円 |
| ラボ208 | 159.56m ² | 319,120円 |
| ラボ209 | 159.80m ² | 319,600円 |
| ラボ210 | 158.10m ² | 316,200円 |
| 協創ラボ1～9 | 一区画 | 20,000円 |

備考 協創ラボの使用料は、協創ラボの電気料等を含む。
 ラボ等の使用料は、共用施設の電気料等を含む。

■ 自動販売機等の設置に係る入居者共用施設の使用料
 2,000円/月・m³